平成２７年（フ）第８３号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目35番10号
破産者　蓬田　　忠
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
神奈川県横須賀市浦上台１丁目30番７号
破産者　畠山　友和
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１０５号
静岡県藤枝市兵太夫306番地の７
破産者　益山　昇一
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４９号
愛知県大府市若草町４丁目233番地の10　ウィング若草101号、従前の住所名古屋市昭和区南分町４丁目55番地　パルシオン広路201号
破産者　Ｓ．Ｓ店舗プロデュースこと　長谷川　悦弘
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８５号
名古屋市南区桜本町90番地
破産者　**櫛**谷　妙子
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４８号
名古屋市東区白壁３丁目８番６号　ファーニス白壁５Ｃ号
破産者　柴冨　宏昌
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５５号
大阪府堺市中区福田1313―12、開始決定時の住所兵庫県三木市芝町３―17　第二藤乃荘209、住民票上の住所大阪府和泉市黒石町705番地の１
破産者　匠工業こと　内薗　荘二
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
香川県観音寺市観音寺町甲3413番地１
破産者　高橋　良治
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第７２号
福岡県田川郡香春町大字採銅所4702番地
破産者　奥　憲壱郎
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第７８号
福岡県田川郡福智町金田898―３、住民票上の住所福岡県田川郡糸田町381番地８
破産者　有吉　　寿
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２３号
熊本県山鹿市泉町202番地５
破産者　清田浩二朗
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
北海道亀田郡七飯町字鶴野137番地
破産者　市戸　雪美
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７８号
福島県会津若松市飯盛１丁目４番５号、前住所福島県会津若松市北滝沢２丁目５番32号　藤美ハイツＥ号
破産者　五ノ井　智
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
茨城県ひたちなか市大字高野548番地
破産者　ギレット淳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
金沢市此花町９番10号　メゾン・ド・一光・1005号、従前の住所金沢市高岡町12番45号
破産者　中澤　崇晃
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５６７号
静岡市駿河区下島263番地の10
破産者　建部　文夫
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７号
静岡県沼津市市場町11番10号
破産者　堤　　政信
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５５号
京都市伏見区羽束師古川町205番地10、前住所京都府向日市上植野町中福知１番地の３
破産者　酒井　洋三
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係